

## EU　T O B 指令の概要

### 1 範囲及び定義 第1条及び第2条

- 当指令は、構成国が、規制市場で取引される有価証券に関するT O B規制についてのルール等を作成する際の手段を示すものである。
- TOBとは、対象会社の支配権を取得するために公開買付者が対象会社の株主に対して行う強制及び任意の公開買付をいう。

### 2 一般規定 第3条

- 対象会社の株式保有者は、すべて平等に取り扱わなければならない。
- 対象会社の株式保有者は、売付の判断を行うための十分な時間的猶予及び情報が与えられなければならない。対象会社の役員会は、T O Bが会社に与える影響についての意見表明をしなければならない。
- 対象会社の役員会は、会社の利益のために行動しなければならない。また、株主に対してT O Bの機会を拒むことはしてはならない。
- T O Bにより公開買付者及び対象会社等の株価形成等が歪められないようにしなければならない。
- 公開買付者は、資金等の検討をした後でなければT O Bを公表してはならない。
- 対象会社が自らの株式の買い付けを行うことを妨害してはならない。
- 構成国は、当指令の最低限の規定を設けなければならない。また、当指令の規定よりも厳しい規定を設けることもできる。

### 3 監督当局 第4条

- 構成国は、当指令で規定する内容が遵守されるように、公開買付者及び対象会社の影響を受けない監督当局を指名しなければならない。

### 4 少数株主保護並びに強制買付価格及び適切な価格 第5条

- 対象会社の支配権を取得するためのT O Bについては、構成国は、少数株主が適正な価格で早い時期から売付を行える機会が得られるようにしなければならない。
- 支配権の取得となる株式保有割合については、会社の事務所の所在する構成国のルールで規定されなければならない。
- 公開買付者が提供する買付価格は、構成国により決められ、6ヶ月以上、12ヶ月以内の対象会社の最高買付価格を下回らない価格でなければならない。
- 構成国は、その監督当局に対して最高価格の調整を行える権限を与えることができる。当該価格は公表されなければならない。

## **5 T O Bに係る情報提供 第6条**

- T O B実施の決定は遅滞なく公表されなければならず、公表される前に監督当局に通知されなければならない。T O Bが公表された後直ちに、対象会社の役員会は、従業員等にその事実を通知しなければならない。
- T O Bで公開される情報には以下のものが含まれていなければならない。
  - ①買付条件、
  - ②公開買付者の会社名、所在地、業種、登録営業所、
  - ③T O Bの対象となる株式、
  - ④強制買付の際の手数料等、
  - ⑤ブレークスルー（第11条）により除去される権利に対するプレミアム、
  - ⑥公開買付者が取得する株式数量の上限及び下限、
  - ⑦公開買付者の保有株式及び公開買付者のTOB代行者の詳細、
  - ⑧T O Bの全ての条件、
  - ⑨対象会社の将来の営業に関する公開買付者の意図、公開買付者及び対象会社の雇用条件及び事務所所在地等の具体的な変更事項、
  - ⑩公開買付期間、
  - ⑪公開買付者により提供される対価として株式の情報、
  - ⑫買付けのための資金調達、
  - ⑬T O B代行者の詳細、
  - ⑭T O Bの根拠法

## **6 公開買付期間 第7条**

- 構成国は、T O Bの公開買付期間を、公開買付書類の発行から2週間以上、10週間以内としなければならない。
- 構成国は、上記の期間についての延長を行う際の規定を設けることができる。

## **7 ディスクロージャー 第8条**

- 構成国は、虚偽及び誤解を生じさせる情報が流布することを防ぐために、公開買付者及び対象会社の株式の取引の透明性及び公正性を維持しT O Bについての情報が公開されることを確保しなければならない。
- 構成国は、T O Bにかかる情報が適切に株主及び対象会社等の従業員等に入手されるようにしなければならない。

## **8 対象会社の役員会の義務 第9条**

- 対象会社の役員会は、会社の支配権を公開買付者が取得するのを防ぐ目的で株式を発行する際には株主総会における事前承認を得なければならない。
- 事前承認を受けるための株主総会は、通知後2週間以内には開催されないという規定にかかわらず短期間で開催することができる。
- 対象会社の役員会は、T O Bによる雇用状況や事務所所在地についての影響を含む意見表明について記載した書類を従業員等に交付しなければならない。

## **9 対象会社の情報 第10条**

構成国は対象会社について以下の事項が公開されることを確保しなければならない。

- 資本構成
- 証券に対する転売規制
- 支配権を有する株主

- ・従業員株主制度
- ・議決権行使に係る制限の内容
- ・転売及び議決権に関する株主との契約内容
- ・役員会のメンバーの辞任及び交替の規定
- ・役員会の権限、特に株式の発行及び買戻しに関するもの
- ・T O B の結果、支配権の変更を伴うこととなる会社が契約当事者となっている重要な契約の内容

## **1 0 ブレークスルー 第11条**

- ・株式の転売規制に関する対象会社の会社規約は、T O B 中に関しては適用されない。
- ・T O B 予防のための株主総会においては、対象会社の議決権に対する制限の規定は適用されない。

## **1 1 その他の TOB 関連ルール 第13条**

- ・構成国は、少なくとも、TOB についてその失効、修正、競争的なTOB、結果の開示、取消不能条件及び取消しが認められる場合に関するルールを規定しなければならない。

## **1 2 スキーズアウト及びセルアウト 第15条及び第16条**

- ・構成国は、公開買付者が、対象会社の 9 0 %以上の議決権を有する場合及び公開買付の結果 9 0 %以上の議決権を保有することとなる場合には、残りの株式の保有者に対して公正な価格での売却を要求できることを確保しなければならない。
- ・上記の場合には、構成国は、残りの株式の保有者が公開買付者に対して彼らの株式を公正な価格で買い取ることを要求できることを確保しなければならない。

## **1 3 経過規定 第21条**

- ・構成国は、当指令を満たすために必要な法律、規制及び行政規定を遅くとも 2006 年 5 月 20 日までに施行するものとする。構成国は、欧州委員会に直ちにその結果について報告するものとする。

以 上